

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」の一部改正について

令和元年 11 月 28 日
健康局結核感染症課

1. 改正の趣旨

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。）第 14 条第 2 項に基づく指定届出機関の届出については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」（平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号）において、その基準（以下「届出基準」という。）が感染症ごとに定められている。

- 流行性角結膜炎の診断においては、アデノウイルス抗原等の検出が臨床現場で一般的に行われていることを踏まえ、届出基準の改正を行う。

2. 改正の内容

- 届出基準の項目にアデノウイルス抗原等の検出を新たに追加するほか、所要の改正を行う。

3. 根拠条項

- 感染症法第 14 条第 2 項

4. 適用期日

- 令和 2 年 4 月 1 日